



## 自分の考える通りの相続のために



約40年ぶりに民法の相続に関する法律の改正や自筆証書遺言を保管する制度が新設されました。自分が考える通りに財産を分配するため遺言書の作成を検討する人が増えていますが、改正民法や新設制度を知り、判断能力がある間に準備することが大切です。

遺言書は差し迫った状況ではなく余裕を持って事前に考えることが大切です。タイミング的には両親の相続が話題になる50歳代や60歳代、自分の老後を考え始める時期の70歳代頃と思います。

## 手軽になった自筆証書遺言

遺言書には大きく分けると「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります(表)。自筆証書遺言は遺言者が全ての文章、日付および氏名を自書し、これに印を押して作成する遺言書です。ただ、今年1月に施行された自筆証書遺言の方式緩和で、財産目録に関してはパソコンでの作成や、不動産の登記事項証明書、預金通帳のコピーの添付も認められました(全ページに自筆の署名と捺印は必要)。

メリットは、証人が不要で、自分で手軽に作成でき、費用もほとんど必要なく、誰にも知られずに作成できることです。

デメリットは形式上の法的要件の不備などで遺言書が無効になったり、保管が確実でなく紛失したり、相続人などに改ざんされる恐れがあります。さらに、家庭裁判所での検認手続きが必要で、その申し立てや検認期日の指定などで日数や手間がかかります。

## 費用がかかるが確実な公正証書遺言

公正証書遺言は遺言者が公証役場に出向き、2人以上の証人の立ち会いのもと、遺言者が口述した遺言の内容をもとに、公証人が遺言書を作成します。

メリットは遺言書を公証役場で保管するため紛失や改ざんの恐れがなく、検認手続きが不要です。形式上の要件不備もないことで無効のリスクが低くなります。また、病気などで公証役場に出向けない場合は出張費用を支払えば自宅などで作成できること



弁護士  
西田 敦さん

西田・真鍋法律事務所

にしだ・あつし 大阪市立大学法科大学院修了。法円坂法律事務所などを経て平成25年、西田敦法律事務所を開設。27年、真鍋直樹弁護士の合流で現事務所に改称。弁護士など11業種の国家資格者(士業)が集まり、司法過疎地域で無料相談などを行う「八青会」や「南大阪士業の会」で活動。大阪弁護士会など所属。

☆西田・真鍋法律事務所 大阪府堺市堺区中向陽町2丁  
3番13号 西田司法ビル3階 Tel.072-225-5111

です。公正証書遺言は作成に公証人が関わりますのでより確実性があります。

デメリットは証人が2人以上必要で、作成費用がかかるためハードルが高いことです。弁護士や税理士、司法書士など専門家が関わる場合、20万円以上の費用がかかることが多いです。

## 新しい保管制度が設立

このたび、自筆証書遺言に新たな制度が設けられることになりました(図)。紛失や改ざんなどで相続の争いを防ぐため、来年7月10日から「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が施行されます。この法律の

	自筆証書遺言	保管制度(自筆証書遺言)	公正証書遺言
作成手続	どこでも作成可能	法務局へ直接申請の必要あり	公証役場(出張可能)
作成方法	本人が全文直筆(ただし、今年1月から財産目録はPC作成、預金通帳などコピー可など緩和)	本人が全文直筆(ただし、今年1月から財産目録はPC作成、預金通帳などコピー可など緩和)	公証人が全文作成
形式要件不備のリスク	あり	ほぼない	ほぼない
証人	不要	不要	必要(2人)
秘密性	あり	あり	作成したことが分かる可能性あり
保管・管理	本人	法務局	公証役場
安全性	紛失・盗難・改ざんの恐れあり	紛失・盗難・改ざんの恐れなし	紛失・盗難・改ざんの恐れなし
費用	なし	必要だが低額の予定	必要
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要

(背景が■はメリット、□はデメリット)

## 相続える遺言書作成

PR

（企画・制作）産経新聞社メディア営業局

成立以前では確実な遺言書となる公正証書の作成を私はお薦めしていました。しかし、今後は新しい保管制度を利用した自筆証書遺言も状況によって使い分けて利用すべきだと思います。

保管申請は封をしていない遺言書を持って遺言者本人が法務局に出向かなくてはなりません。そして、遺言書保管官が確認したうえ、保管・管理されます。保管の申請者は遺言者の現住所や本籍地、もしくは所有する不動産を管轄する法務局(遺言書保管所)です。

メリットは手数料が低額になる予定で、紛失・改ざんのリスクが低く、証人は必要ありませんし、検認が要らないことです。また、遺言者が生存中は、閲覧は本人のみ。相続人は閲覧できません。遺言者が亡くなった後、法務局が遺言書のある1人の相続人に閲覧をさせたとき、全相続人に通知します。

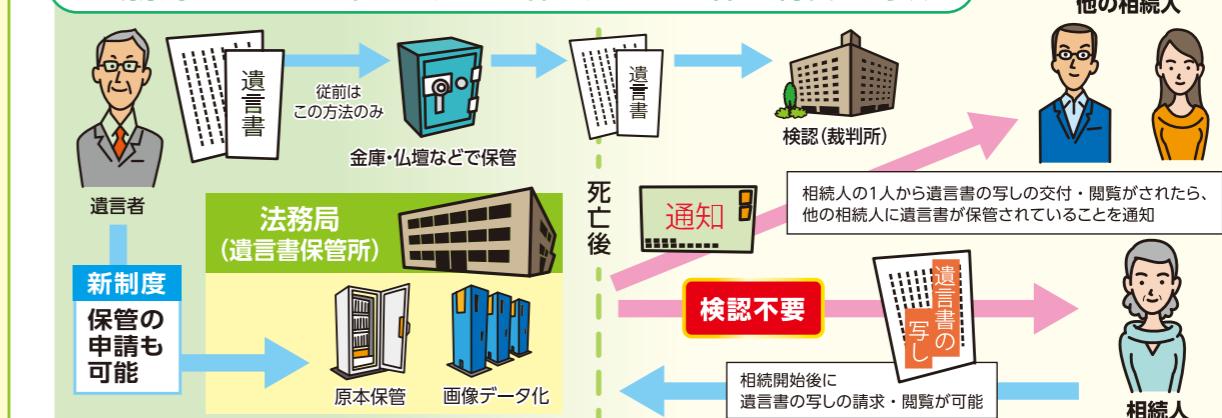
デメリットは、法務局では遺言内容の有効性を確認しませんので無効になる可能性があります。また、現段階では本人が法務局に出向くことになっており、委任状では対応できません。

## 遺言内容には多面性あり

遺言書を考えたときはまず、保管制度の自筆証書遺言を作ることを検討してはいかがでしょうか。その後、時間とともに遺言者の考え方や状況の変化があれば保管の撤回申請もできますし、繰り返し申請も可能です。さらに確実な遺言書を考えるなら公正証書遺言にすることです。

遺言作成での注意点は、必ずしも一面的ではありません。家業の事業承継や遺留分の問題、相続税、不動産の売却・登記など多面的に考慮することが大切です。相続人の間の争いを防ぎ、自分が考える通りに財産を分配するためにはいずれの遺言書であっても弁護士、税理士、司法書士、宅地建物取引士などの専門家に相談し、遺言内容を精査して作成することが大切です。

## 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



## 高齢者のためのソナエセミナー

遺言書から考える相続対策  
～弁護士・税理士・司法書士・宅地建物取引士が関わる相続とは～

参加者募集!!

- 定 員 100名(事前申し込み制)
- 参 加 費 500円(当日会場で支払い、税込み)
- 応募方法 ①〒・住所②氏名③電話番号④参加希望人数を明記し下記まで。  
は が き 〒556-8666(住所不要) 「遺言書のセミナー」係  
Eメール kouza@esankei.com  
F A X 06-6633-2709  
メールとFAXは件名に「遺言書のセミナー」と明記してください。  
応募者多数の場合は抽選、個人情報は参加証の発送と事務局からの連絡のみに使用します。
- 【締め切り】11月25日(月)必着
- 【お問い合わせ】遺言書のセミナー事務局  
TEL 06-6633-6834(土・日・祝を除く、午前10時～午後6時)
- 【主催】産経新聞開発株式会社 【後援】産経新聞社
- 【協力】西田・真鍋法律事務所